

窓口テラー

解説編の利用にあたって

1. 試験問題は、弊社ホームページに掲載中の別ファイルをご利用下さい。
2. 解説に、2023年度の通信テキストの参照ページを記載していますが、今後、通信テキストの改訂により参照ページが変更になる可能性がありますので、ご注意ください。
3. 試験問題と解説は、試験実施日を基準としておりますので、勉強にあたっては、その後の「法令・規則・制度等」の改正、変更にご注意下さい。

照会先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11

アグリスクエア新宿 9F

農林中金アカデミー研修企画部

TEL 03-6457-8926

目 次

	ページ	正答率
問1 コンプライアンスの遵守	1	71.4%
問2 損傷券の引換え	2	72.7%
問3 小切手の種類	3	72.7%
問4 現金受入れ時の留意点	4	97.4%
問5 お辞儀の仕方・種類	5	80.5%
問6 新規口座開設時の取引時確認	6	71.4%
問7 外国人との取引	7	97.4%
問8 高齢者との取引	8	94.8%
問9 高齢者に預かり資産を販売する際のルールと留意点	9	80.5%
問10 制限行為能力者との取引	10	45.5%
問11 預金保険制度で保護される範囲	11	72.7%
問12 預金保険制度	12	20.8%
問13 預金者保護法	13	71.4%
問14 金融サービス提供法	14	71.4%
問15 金融商品取引法	15	63.6%
問16 消費者契約法	16	67.5%
問17 個人情報の取得	17	71.4%
問18 普通預金	18	75.3%
問19 定期預金の利息に対する課税額	19	77.9%
問20 スーパー定期預金	20	51.9%
問21 定期預金の税引き後の利息額	21	83.1%
問22 総合口座の概要	22	76.6%
問23 デビットカード	23	89.6%
問24 非課税貯蓄制度	24	51.9%
問25 財形年金貯蓄の主な預入条件	25	50.6%
問26 手形・小切手の時効	26	31.2%
問27 約束手形の支払呈示期間	27	89.6%
問28 小切手の支払呈示期間	28	83.1%
問29 手形・小切手の事故届	29	42.9%
問30 取引の取消し	30	94.8%
問31 投資信託の特徴	31	89.6%
問32 株式や債券等の価額に影響を及ぼす主な変動要因	32	70.1%
問33 投資信託販売時の注意点	33	68.8%
問34 投資信託のセールス	34	57.1%
問35 NISA（少額投資非課税制度）の概要	35	61.0%
問36 生命保険のしくみ	36	74.0%
問37 変額保険のメリット・デメリット	37	42.9%
問38 個人年金保険	38	58.4%
問39 断られた場合の対応	39	49.4%
問40 決断を促す方法	40	96.1%
問41 電話セールスの心構え・注意点	41	51.9%
問42 個人向け国債	42	66.2%
問43 住宅ローンの商品性等	43	72.7%
問44 個人ローン	44	75.3%
問45 マイカーローンの商品性	45	62.3%
問46 国民年金の種別	46	61.0%
問47 老齢年金の受給資格	47	29.9%
問48 老齢年金の請求手続と受給	48	41.6%
問49 個人型確定拠出年金（iDeCo）	49	32.5%
問50 相続税の申告と納付	50	71.4%

コンプライアンスの遵守

【問1】 コンプライアンスの説明として、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) コンプライアンスは、「法令等遵守」と訳されている。すなわち、法律や政令等を遵守することであり、業界団体のルールや金融機関内の事務取扱規定は含まれていない。
- (2) 守秘義務(秘密保持義務)において、金融機関の職員が必要最小限の範囲で取引先の内容を知らせてもよいとされているのは、「取引先本人に連絡ができた場合」「法令に基づき質問や調査を受けた時で、国税徴収法に基づく税務調査等があった場合」「銀行の営業上で必要な時(例えば、金融機関相互間の信用照会等)」である。
- (3) 善管注意義務とは、業務を委任された人の職業や専門家としての能力や社会的地位などから考えて、通常期待される注意義務のことである。

正解 (3)

正解率 71.4%



解 説

コンプライアンスは、「法令等遵守」と訳されている。法律や政令などのほかに、業界団体のルールや金融機関内の事務取扱規定を含めて、諸ルールを厳正に遵守することである。

- (1) は適切でない。法律や政令等だけではなく、業界団体のルールや金融機関内の事務取扱規定を含めて、諸ルールを厳正に遵守することである。テキスト No. 1 P.12 「2. (5) コンプライアンスの遵守」参照。
- (2) は適切でない。金融機関の職員が、必要最小限の範囲で取引先の内容を知らせてもよいのは、「取引先本人に連絡ができた場合」では不十分で、「取引先本人の承諾があった場合」である。「法令に基づき質問や調査を受けた時で、国税徴収法に基づく税務調査等があった場合」「銀行の営業上で必要な時(例えば、金融機関相互間の信用照会等)」も知らせてもよいとされている。テキスト No. 1 P.13 「2. (5) コンプライアンスの遵守, 一口メモ」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P.13 「2. (5) コンプライアンスの遵守②善管注意義務」参照。
したがって、本問の正解は(3)である。

損傷券の引換え

〔問2〕 損傷券の引換えに関する、法律で定められた一定の規定について、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 紙幣の表裏の両面があって、3分の2以上の面積が残っているものは、全額日本銀行で手数料なしで引き換えてくれる。
- (2) 紙幣の表裏の両面があって、5分の2以上、4分の3未満の面積が残っているものは半額で、日本銀行で手数料なしで引き換えてくれる。
- (3) 紙幣の表裏の面があっても、5分の2未満の面積のものは銀行券としての価値はなく、失効となる。

正解 (2)

正解率 72.7%



解説

現金には、紙幣（日本銀行券＝日本銀行が発行）と硬貨（貨幣＝政府が発行）の2種類がある。損傷券の判別が困難な場合には、日本銀行に鑑定を依頼する。なお、硬貨（損貨）の場合は紙幣のように面積が減ることを想定していないため、面積による引換基準はない。

- (1) は適切。テキスト No. 1 P.15「3. (1) テラーの基礎知識①現金 c. 損傷券」参照。
- (2) は適切でない。損傷券の引換えは、紙幣の表裏があって5分の2以上3分の2未満の面積が残っているものは半額である。テキスト No. 1 P.15「3. (1) テラーの基礎知識①現金 c. 損傷券」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P.15「3. (1) テラーの基礎知識①現金 c. 損傷券」参照。
したがって、(2) が本問の正解である。

小 切 手 の 種 類

〔問3〕 小切手の線引の有無による取扱いについて、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 線引のない小切手の支払いは、自行に受取人の取引がある場合のみできる。
- (2) 一般線引小切手は、自行の取引先か、または他の銀行に対してのみ受入れ・支払いができる。
- (3) 特定線引小切手は、特定の銀行以外では、この小切手を受け入れることができない。また、特定の銀行でも、自行の取引先以外から受け入れることができない。

正解 (1)

正解率 72.7%



解 説

小切手の表面に二本の平行線が引かれているものを、線引小切手（または横線小切手）という。小切手の盗難、紛失などの場合に、これを不正に入手した人に対する支払いを防ぐ目的で設けられた制度である。

- (1) は適切でない。線引のない小切手は、銀行は受取人の取引の有無に関係なく支払って差し支えない。テキスト No. 1 P.17 「3. (1) ②小切手 b. 小切手の種類ハ. 線引の有無による分類」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 1 P.17 「3. (1) ②小切手 b. 小切手の種類ハ. 線引の有無による分類」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P.17 「3. (1) ②小切手 b. 小切手の種類ハ. 線引の有無による分類」参照。

したがって、(1) が本問の正解である。

現金受入れ時の留意点

【問4】 テラーが現金の受入れ時に守ることについて、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 現金はお客さまの面前で二度数えて、必ず復唱・確認する。
- (2) 受入れ時に他の金融機関の帯封がかかっているものは、金融機関名を確認し、そのまま受け入れる。
- (3) 多額の現金を受け入れる場合は、まず総額と大束を確認し、お客さまに後方で確認する旨を一言お断りし、時間がかかることへの了解を得る。

正解 (2)

正解率 97.4%

**解 説**

現金の受入れ時は、必ずお客さまの面前で内容を確認することが原則である。お客さまの面前で確認すれば、仮に過不足があったとしてもその場で解決ができる。

(1) は適切。テキスト No. 1 P.19「3. (2) テラーの基礎技能③「現金その場限り」「面前確認」 a.」参照。

(2) は適切でない。他の金融機関の帯封がかかっている場合でも、必ず帯封を取り数え直す。テキスト No. 1 P.19「3. (2) テラーの基礎技能③「現金その場限り」「面前確認」 b.」参照。

(3) は適切。テキスト No. 1 P.19「3. (2) テラーの基礎技能③「現金その場限り」「面前確認」 c. d.」参照。

したがって、本問の正解は (2) である。

お辞儀の仕方・種類

〔問5〕 お辞儀の種類と仕方の説明として、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 会釈が一番軽い礼で、人の前を横切る時や、人とすれちがう時などに行う礼である。お辞儀の角度は15度、目線の位置の目安は足元から1メートル先である。
- (2) 普通礼は、お迎え・お見送りなど、一般的な挨拶の時に行う礼である。お辞儀の角度は30度、目線の位置の目安は足元から1.5メートル先である。
- (3) 最敬礼は、お礼や謝罪をする時などに行う礼である。お辞儀の角度は45度、目線の位置の目安は足元から50センチ先である。

正解 (3)

正解率 80.5%



解 説

CS向上の第一歩は、明るい笑顔と挨拶である。挨拶の言葉にお辞儀という形を合わせることで、感謝や敬意、相手を大切に思う心を伝えることができる。また、気持ちは動作からも伝えることができる。お辞儀の基本をしっかりと身につけることが大切である。

(1) は適切でない。目線の位置の目安は、足元から1.5メートル先が正しい。テキスト No. 1 P.28「4. (1) 明るい挨拶②お辞儀の仕方, ③お辞儀の種類」参照。

(2) は適切でない。目線の位置の目安は、足元から1メートル先が正しい。

テキスト No. 1 P.28「4. (1) 明るい挨拶②お辞儀の仕方, ③お辞儀の種類」参照。

(3) は適切。テキスト No. 1 P.28「4. (1) 明るい挨拶②お辞儀の仕方, ③お辞儀の種類」参照。したがって、(3) が本問の正解である。

新規口座開設時の取引時確認

【問6】 新規口座作成時にお客さまに確認すべきこととして、適切なものはいくつあるか。(1)～(3)の中から1つ選びなさい。

- a. マネー・ローンダリング防止や「改正犯罪収益移転防止法」による取引時確認
 - b. 外国PEPsかどうかの確認
 - c. 「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA=ファトカ)」による「特定米国人に該当するかどうか」等の確認
 - d. 共通報告基準(CRS)による「口座保有者の税務上居住国を特定」するための確認
 - e. 反社会的勢力ではないこと等の確認
- (1) 3つ
(2) 4つ
(3) 5つ

正解 (3)

正解率 71.4%



解 説

新規口座の開設では、所定の「新規申込書」に氏名・住所・電話番号・生年月日・勤務先などを記入していただき、印鑑届に届出印を鮮明に押捺していただくことなどが、基本的な事務手続である。それに加えて確認や案内すべきことが数多くある。本問では、新規口座作成時にお客さまに確認する事項について問うている。

選択肢 a, b, c, d, e はすべて適切。テキスト No. 1 P.112～113「3. (4) 口座開設時の各種確認」参照。

したがって、(3) が本問の正解である。

外国人との取引

【問7】 外国籍のお客さまとの取引で注意すべき点として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 口座開設などの特定取引を行う際の取引時確認の方法は、本人確認書類として在留カード、特別永住者証明書、運転免許証などを提出してもらうことが一般的である。
- (2) 口座開設など特定取引時の取引時確認は、住民票や印鑑証明書で行うのが一般的である。
- (3) 在留カードからは、「有効期限」「在留期間の満了まで間があるか」「在留資格」などの情報が得られるので、取引できるお客さまかどうか確認を行う。

正解 (2)

正解率 97.4%



解説

近年、外国籍の方との取引が増えている中で、注意すべき点として不法残留者による口座開設や不正な海外送金などがある。したがって、口座開設や取引時確認の方法をよく理解する必要がある。また、預金口座の売買は犯罪行為にあたること、帰国時には口座を解約してもらうことを忘れずに説明する必要がある。

- (1) は適切。テキスト No. 1 P.82 「3. (10) 外国人との取引」参照。
 - (2) は適切でない。特定取引時の取引時確認は、住民票や印鑑証明書ではなく、可能な限り写真付きの在留カードで確認する。テキスト No. 1 P.82 「3. (10) 外国人との取引」参照。
 - (3) は適切。テキスト No. 1 P.82 「3. (10) 外国人との取引」参照。
- したがって、(2) が本問の正解である。

高齢者との取引

〔問8〕 高齢者との取引についての説明として、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 記憶力・身体能力の衰えた高齢者への対応はテラー1人のみで行い、可能であればご家族と一緒に来店をお願いする。
- (2) 意思能力に不安がある高齢者への対応は、まず役職者に面談を頼み、役職者に確認の上、ご家族に連絡を取る。お客さまの状態によっては、代理人選任・成年後見制度の利用などを適宜案内する。
- (3) 高齢者の代わりに老人ホーム等の職員が来店した場合、基本的には委任状等で口座名義人の意思が確認できなければ手続きはできない。ただし、来店した職員が老人ホームの職員と分かれば、取引を店頭で行うことができる。

正解 (2)

正解率 94.8%



解 説

金融機関のお客さまにも高齢者が増えている。それに伴い、高齢者ならではのトラブルも増えている。対処方法を身につけることが重要である。

- (1) は適切でない。記憶力・身体能力の衰えた高齢者への対応は、テラー1人だけではなく役職者も同席しての対応が必要である。テキスト No. 1 P.96「8. (1) 記憶力・身体能力の衰えた高齢者への対応」を参照。
- (2) は適切。テキスト No. 1 P.97「8. (2) 意思能力に不安がある高齢者への対応」参照。
- (3) は適切でない。老人ホーム等の職員が来店した時の対応は、老人ホームが法人の主要取引先である場合など、特定事項確認や意思の確認ができれば受け付けるなど、営業店によって独自の規定があることもある。ただ、口座名義人以外の取引を店頭で行うことはトラブルのもとになる。可能であれば、渉外担当者に老人ホームに行ってもらえるなどの対応が最善である。テキスト No. 1 P.97「8. (3) 老人ホーム等の職員が来店した時の対応」参照。
したがって、(2) が本問の正解である。

高齢者に預かり資産を販売する際のルールと留意点

【問9】 高齢者に預かり資産を販売する際のルールと留意点について、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 日本証券業協会の「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」では、各金融機関は、高齢のお客さまに販売しても問題ないと考えられる商品を定めることを規定している。
- (2) 「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」で定められた以外の商品を販売する場合は、取引相手が75歳以上であれば、役席者の事前面談と承認を受ければ販売してもよい。
- (3) 「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」では、年齢の目安として、取引相手が85歳以上であれば即日の受注を禁止し、早くても翌日以降の受注とする、としている。

正解 (1)

正解率 80.5%



解 説

高齢者は加齢にともない理解力や判断力が急激に低下することがある。取引をする際にはリスクや商品性を理解し、お客さま自身の判断で投資を行っているかを、より慎重に確認しなければならない。日本証券業協会では、「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」を2013年12月に施行している。

- (1) は適切。テキスト No. 1 P97「8. (4) 高齢者に預かり資産を販売する際のルールと留意点」参照。
- (2) 適切でない。取引相手の年齢が75歳以上の時は、役席者の事前面談と承認だけではなく、その面接内容の録音・記録・保存を行うこととなっている。テキスト No. 1 P97「8. (4) 高齢者に預かり資産を販売する際のルールと留意点」参照。
- (3) は適切でない。取引相手の年齢は85歳以上ではなく、80歳以上が一定の目安である。また、2021年8月の改正により、年齢で一律に規定されていたものが、該当年齢でも対象外とすることが可能な顧客の判断方法や手順等を、あらかじめ社内規則に定めておくことになった。テキスト No. 1 P97～98「8. (4) 高齢者に預かり資産を販売する際のルールと留意点」参照。

したがって、(1) が本問の正解である。

制限行為能力者との取引

[問 10] 制限行為能力者との取引における成年後見制度の説明として、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 成年被後見人とは、精神上的の障害により判断能力を欠く常況にある者で、家庭裁判所による後見開始の審判を受けた者である。成年被後見人と取引をする場合は、日常品の購入その他日常生活に関する行為を除いて、必ず法定代理人である成年後見人を相手とすることが必要である。
- (2) 被保佐人とは、精神上的の障害により判断能力が著しく不十分な者で、家庭裁判所による保佐開始の審判を受けた者である。被保佐人が行う一定の範囲の重要な財産上の行為は、保佐人または裁判所の同意が必要である。
- (3) 被補助人とは、軽度の精神上的の障害により判断能力が不十分な者で、家庭裁判所による補助開始の審判を受けた者である。特定の法律行為につき補助人または裁判所の同意が必要である。

正解 (1)

正解率 45.5%



解 説

民法では法定後見制度として、制限行為能力者、つまり①未成年者、②成年被後見人、③被保佐人、④被補助人が規定されている。これらの制限行為能力者のうち、②～④が「成年後見制度」により制定されている。取引に当たっては、法定代理人の同意なしに取引した時は取消しされ、無効になる恐れがある。

- (1) は適切。テキスト No. 1 P.102 「1. (4) 制限行為能力者との取引②成年被後見人」参照。
- (2) は適切でない。被保佐人が行う一定の範囲の重要な財産上の行為について、必要なのは「保佐人の同意」である。裁判所の同意ではない。テキスト No. 1 P.102「1. (4) ③被保佐人」参照。
- (3) は適切でない。特定の法律行為について、必要なのは「補助人の同意」である。裁判所の同意ではない。テキスト No. 1 P.102 「1. (4) ④被補助人」参照。

したがって、(1) が本問の正解である。

預金保険制度で保護される範囲

[問 11] 預金保険制度によって保護される預金等の保護の範囲について、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 定期預金や利息の付く普通預金等は、預金者1人あたり、1つの金融機関に限り元本1,000万円までとその利息等が保護される。
- (2) 「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3条件を満たす「決済用預金」(当座預金, 利息の付かない普通預金等)は、全額保護される。
- (3) 2003年4月以降, 金融機関が合併を行ったり, 営業(事業)の全てを譲り受けた場合には, その後3年間に限り「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」が保護される。

正解 (2)

正解率 72.7%



解 説

預金保険制度は、預金保険法に基づいて、金融機関が万一経営破綻した時に金融機関が加入している預金保険機構が、預金者に対して一定の保険金を支払うことを主な内容とする制度である。

- (1) は適切でない。正しくは、保険金の支払額は「預金者1人あたり1金融機関ごと」に元本1,000万円までとその利息等である。テキスト No. 1 P.117「4. (7) 保護の範囲①」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 1 P.117「4. (7) 保護の範囲②」参照。
- (3) は適切でない。正しくは、金融機関が合併を行ったり、営業(事業)の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り保護される。テキスト No. 1 P.117「4. (7) 保護の範囲③」参照。

したがって、(2) が本問の正解である。

預 金 保 険 制 度

[問 12] 預金保険制度に関連した説明として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 預金保険制度の対象金融機関は、日本国内に本店があり、預金を扱っている金融機関である。銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合等が対象である。
- (2) 預金保険の対象となる預金等は、当座預金、普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期積金、掛金、金融債(保護預り専用商品に限る)、元本補填契約のある金銭信託(貸付信託を含む)である。
- (3) 預金保険の対象外となる預金等は、外貨預金、譲渡性預金、日本銀行からの預金(国庫金は除く)、金融債(募集および保護預り契約が終了したもの)などである。

正解 (1)

正解率 20.8%



解 説

預金保険制度は、1971年に施行された預金保険法に基づいて、金融機関が万一経営破綻した時に、預金保険機構が預金者に対して一定の保険金を支払うことを主な内容とする制度である。また、預金保険の対象金融機関、対象外となる金融機関、保険対象となる預金等、保険対象外となる預金等、保護の範囲などの決定事項がある。

- (1) は適切でない。農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合等は預金保険制度とは別の保険や基金、保護機構に加入しているため預金保険制度の対象外となる。

テキスト No. 1 P.116 「4. (3) 対象金融機関, (4) 対象外となる金融機関」参照。

- (2) は適切。テキスト No. 1 P.116 「4. (5) 保険対象となる預金等」参照。

- (3) は適切。テキスト No. 1 P.117 「4. (6) 保険対象外となる預金等」参照。

したがって、(1) が本問の正解である。

預金者保護法

[問 13] 預金者保護法の説明として、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 偽造・盗難・紛失のキャッシュカードによる、ATMからの不正な預金の引出しが被害対象で、保護の対象は個人の預金者である。
- (2) 補償割合は、預金者本人に軽い過失がある場合は、偽造カードは原則として75%が補償される。盗難カードは原則として全額補償となる。預金者の過失を立証する責任は金融機関が負う。
- (3) 補償対象期間は、金融機関に盗難の通知がなされた日から遡って30日以内の被害額を、原則として金融機関が負担する。

正解 (3)

正解率 71.4%



解説

預金者保護法は、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金引出しの被害を補償することを義務づけた法律で、預金者の保護を目的としている。保護対象は個人の預金者である。

- (1) は適切でない。被害対象は、偽造・盗難のキャッシュカードによるATMからの不正な預金の引出しで、紛失のキャッシュカードは含まれない。テキスト No. 1 P.118「4. (9) 預金者保護法」参照。
- (2) は適切でない。預金者本人に軽い過失がある場合の補償割合は、偽造カードは原則全額補償で、盗難カードは原則75%の補償である。テキスト No. 1 P.119「4. (9) 預金者保護法①補償割合」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P.119「4. (9) 預金者保護法②補償対象期間」参照。
したがって、(3) が本問の正解である。

金融サービス提供法

〔問 14〕 金融サービス提供法において、「説明すべき重要事項」として適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 金融商品について、元本割れや当初元本を上回る損失が生じるおそれがある場合には、その旨およびその原因となる指標や事由、取引の仕組みのうち重要な部分や、総合口座の貸越、定期預金の中途解約利率、定期預金継続時の利率変更等の説明を行うこととされている。
- (2) 商品を説明する際には、適合性の原則として、「お客さまの知識や経験、財産の状況および契約締結の目的に照らし合わせて、お客さまに理解されるために必要な方法および程度によるものでなければならない」とされている。
- (3) 「断定的判断の提供等の禁止」により、金融商品の販売に係る不確実な事項について、断定的判断の提供や確実であることを誤認させるおそれのあることを告げる行為をしてはならないとされている。

正解 (1)

正解率 71.4%



解 説

金融サービス提供法は、金融商品販売の際に、お客さまにリスクを説明する義務、また説明がなかったことにより、お客さまに生じた損害の賠償責任を金融機関が負うことを定めて、利用者保護を図る重要な法律である。

- (1) は適切でない。総合口座の貸越、定期預金の中途解約利率、定期預金継続時の利率変更は、金融サービス提供法の重要事項説明義務にあたらぬ。ただし、重要事項にあたらなくても具体的に説明を行うことが望ましい。テキスト No. 1 P.121 「5. (3) 説明すべき重要事項①, (4) 預金商品説明の注意点①, ②, ③」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 1 P.121 「5. (3) 説明すべき重要事項③」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P.121 「5. (3) 注意すべき重要事項④」参照。
したがって、(1) が本問の正解である。

金融商品取引法

[問 15] 金融商品取引法の説明として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 金融商品取引法は、「貯蓄から資産形成へ」を図るために、幅広い金融商品について横断的・包括的な法を整備し、利用者保護を徹底するものである。
- (2) 金融商品取引法の規制対象商品は、預金や有価証券やデリバティブ取引など、投資性の高い金融商品を規制対象としている。
- (3) 金融商品取引法の販売・勧誘ルールは、標識の揭示義務、広告の規則、損失補てんの禁止、適合性の原則、各種禁止行為、説明義務、契約締結前および契約締結時等の書面交付義務等を定めている。

正解 (2)

正解率 63.6%



解 説

金融商品取引法は、金融サービス提供法とともに利用者保護を目的とする重要な法律である。

- (1) は適切。テキスト No. 1 P.122 「5. (7) 金融商品取引法」参照。
- (2) は適切でない。預金は「銀行法」で規制されており、同法の規制対象商品ではない。テキスト No. 1 P.122 「5. (7) 金融商品取引法」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P.122 「5. (7) 金融商品取引法」参照。
したがって、(2) が本問の正解である。

消費者契約法

[問 16] 消費者契約法の説明として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 消費者契約法は、消費者の利益を不当に害する場合に被害者の救済・保護を図るもので、事業者に一定の不当勧誘や困惑させる行為があった時は、消費者に契約金の補てんを認めている。
- (2) 消費者契約の締結について勧誘する際に、消費者の理解を深めるために知識や経験を考慮した上で、権利義務や消費者契約の内容について必要な情報を提供しなければならない。
- (3) 消費者契約法で取り消すことができる事項には、①事実と異なることを告げる、②不確実な事項について断定的な判断材料を提供する、③不利益となる事項を故意に告げない、④過量契約、⑤不安をあおる告知などがある。

正解 (1)

正解率 67.5%



解説

消費者契約法は、消費者の利益を不当に害する場合に被害者の救済・保護を図るもので、事業者に一定の不当勧誘や困惑させる行為があった時は、消費者に契約金の補てんではなく契約の取消しを認めている。

- (1) は適切でない。事業者に一定の不当勧誘や困惑させる行為があった時は、消費者に「契約金の補てん」ではなく「契約の取消し」を認めている。テキスト No. 1 P.122 「5. (6) 消費者契約法」参照。
 - (2) は適切。テキスト No. 1 P.122 「5. (6) 消費者契約法」参照。
 - (3) は適切。テキスト No. 1 P.122 「5. (6) 消費者契約法」参照。
- したがって、(1) が本問の正解である。

個人情報の取得

[問 17] 金融機関が個人情報を取得する時の対応として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 与信事業に関して個人情報を取得する場合は、どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定し、通知することで取得して問題はない。
- (2) 個人情報の利用目的、第三者への提供、情報利用の範囲、開示請求などについて、取得時に本人に明示しなければならない。
- (3) 金融機関がマイナンバーカードによる個人情報の取得に関して、金融業務に関連して個人番号を利用するのは、限定された事務や番号法に定められた例外的な取扱いができる場合に限られている。

正解 (1)

正解率 71.4%



解 説

個人情報保護法とは生存する個人に関する情報で、個人情報を慎重かつ適正に取り扱うべきことを明らかにした法律である。当然ながら、個人情報を取得する際はルールがあり、それに従わなければならない。

(1) は適切でない。個人情報を取得する場合は、どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければならない。与信事業に関して個人情報を取得する場合は、書面等による本人の同意が必要である。テキスト No. 1 P125 「6. (4) 個人情報を取得するとき①, ③」参照。

(2) は適切。テキスト No. 1 P125 「6. (4) 個人情報を取得するとき②」参照。

(3) は適切。テキスト No. 1 P.125 「6. (4) 個人情報を取得するとき④」参照。

したがって、(1) が本問の正解である。

普通預金

〔問 18〕 普通預金のしくみ, 商品性について, 適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 普通預金は, 1つの口座で金額に制限なく自由に預入れと払戻しができる要求払預金で, 常にその最終残高が債権として存在し, 契約の性質としては返済期の定めのない消費寄託契約の適用を受ける。
- (2) 金融機関では不特定多数のお客さまと取引をするので, 普通預金契約は個々の取引ごとに締結せず, あらかじめ契約の内容を普通預金規定として定め, その条件でお客さまと契約する「付合契約」となっている。
- (3) 普通預金は1円から, 個人・法人を問わず口座開設ができる。公共料金, 税金, クレジットカード等の自動支払いや給与, 年金, 配当金などの自動受取ができる。預金保険制度では全額保護の対象である。

正解 (3)

正解率 75.3%



解 説

普通預金は1円以上いくらでも自由に預入れ, 払戻しのできる要求払預金(流動性預金)で, 金融機関が取り扱っている預金種目の中で最も一般的な商品である。不特定多数のお客さまを相手に取引をするため, 個々の取引ごとに契約を締結せずに, あらかじめ契約の内容を普通預金規定として定め, 預金者はこの条件に基づいて取引を行うことになっている。

- (1) は適切。テキスト No. 1 P.128 「1. (1) 普通預金のしくみ①法的性質」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 1 P.128 「1. (1) 普通預金のしくみ②普通預金規定」参照。
- (3) は適切でない。普通預金は預金保険制度で全額保護の対象ではない。1つの金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護される。テキスト No. 1 P.115「4. (2) ペイオフ凍結解除」参照。

したがって, (3) が本問の正解である。

定期預金の利息に対する課税額

[問 19] 下記の定期預金の利息に対する課税額について、適切なものを1つ選びなさい。

種類：スーパー定期預金
 元金：550万円
 作成日(預入日)：20××年3月15日
 期間：6ヵ月
 年利率：0.15%

- (1) 843円
- (2) 844円
- (3) 849円

正解 (1)

正解率 77.9%



解 説

利息は「元金×利率×預入日数÷365」で計算する。預入日数は、満期日の前日までの日数で計算する「片端入れ」である。本問の場合は、9月14日までの184日間で計算する。利子所得に対しては、所得税および復興特別所得税15.315%と住民税5%が課税される。税額は税率ごとに別々に計算する。利息額、税額とも円未満は切り捨てる。テキストNo. 1 P.157～158「4. (8) 利息計算①基本事項, ②具体例」参照。

(1) は適切。計算式は以下の通りである。

税引前利息額……550万円×0.15%×184日÷365日=4,158円

所得税および復興特別所得税……4,158円×15.315%=636円

住民税……4,158円×5%=207円

課税額……636円+207円=843円

(2) は適切でない。利息に対する課税は税率ごとに別々に計算するが、所得税および復興特別所得税の15.315%と住民税5%は別々に計算する。合算した20.315%で計算しているため誤りである。

(3) は適切でない。利息計算期間は片端入れで計算するが、両端入れの185日間で計算しているため誤りである。

したがって、(1) が本問の正解である。

スーパ－定期預金

[問20] スーパー定期預金の商品性・取扱内容として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 単利型(預入期間は1ヵ月以上)と複利型(預入期間3年以上)があり、お客さまが指定する。対象者はいずれも法人・個人である。
- (2) 預入単位は1円以上1円単位で、適用利率は各金融機関が決める利率(自由金利)となっている。また、利率の変更時期についても原則自由である。
- (3) 中間利払いの方法は、2年ものも2年超のものも、他の預金への振替入金・現払いのいずれかを選択できる。さらに2年ものは子定期作成の選択もできる。

正解 (1)

正解率 51.9%



解 説

スーパー定期預金は、低金利下でも流動性預金より有利で、個人・法人を問わず利用できる。預入期間は、お客さまの資金運用ニーズに合わせて選択できる。

- (1) は適切でない。単利型の対象者は、法人・個人のお客さまであるが、複利型は個人のお客さまのみが対象である。テキスト No. 1 P.144～146「4. (2) 商品性②スーパー定期」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 1 P.144～146「4. (2) 商品性②スーパー定期」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P.144～146「4. (2) 商品性②スーパー定期」参照。
- したがって、(1) が本問の正解である。

定期預金の税引き後の利息額

[問 21] 下記の定期預金の税引き後の利息額について、適切なものを1つ選びなさい。

種 類：スーパー定期預金

元 金：200 万円

作成日(預入日)：20 × ×年 8 月 15 日

期 間：6 ヶ月

年利率：0.15%

- (1) 1,205 円
- (2) 1,206 円
- (3) 1,212 円

正解 (2)

正解率 83.1%



解 説

利息は「元金×利率×預入日数÷365」で計算する。預入日数は満期日の前日までの日数で計算する「片端入れ」である。本問の場合は、8月15日から2月14日までの184日間で計算する。利子所得に対しては、所得税および復興特別所得税15.315%と住民税5%が課税される(税額は税率ごとに別々に計算する)。計算においては、付利単位の1円未満の金額は切り捨て、1円以上の元金をもとに計算する。

テキスト No. 1 P.157～158「4. (8) 利息計算」、テキスト No. 1 P.176～177「3. (1) 利子課税制度の概要」参照。

(1) は適切でない。利息に対する課税は、所得税および復興特別所得税の15.315%と住民税5%を別々に計算するが、合算した20.315%で計算しているため誤りである。

(2) は適切。計算式は $200 \text{ 万円} \times 0.15\% \times 184 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 1,512 \text{ 円}$ (税引前利息額)

$1,512 \text{ 円} \times 15.315\% = 231 \text{ 円}$ (所得税および復興特別所得税), $1,512 \text{ 円} \times 5\% = 75 \text{ 円}$ (住民税), $1,512 \text{ 円} - (231 \text{ 円} + 75 \text{ 円}) = 1,206 \text{ 円}$ (税引後利息額)

(3) は適切でない。利息計算期間を両端入れの185日間で計算しているため誤りである。

したがって、(2) が本問の正解である。

総合口座の概要

[問 22] 総合口座の概要の説明として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 対象は個人限定で、1人1口座に限られている。同一人による複数の口座開設、未成年者の口座開設はできない。
- (2) 定期預金を担保とする場合は、大口定期預金、スーパー定期預金、変動金利定期預金、および期日指定定期預金のいずれも自動継続のものである。
- (3) 貸越利率は、定期預金が担保の場合、担保定期預金の約定利率+0.5%である。担保の充当は、定期預金利率の高い方から順次、同じ利率の場合は預入日の遅い順である。

正解 (3)

正解率 76.6%



解 説

総合口座は、普通預金取引と定期預金取引、保護預かりにしている公共債および当座貸越取引をセットしたもので、支払う、預ける、貯める、借りるといった機能を1冊の通帳にまとめた便利な商品である。

- (1) は適切。テキスト No. 1 P159～160「5. (1) 総合口座のしくみ①総合口座の概要、(2) 総合口座の事務の概要①口座開設」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 1 P159～160「5. (1) 総合口座のしくみ①総合口座の概要」参照。
- (3) は適切でない。貸越利率は、定期預金が担保の場合、担保定期預金の約定利率+0.5%である。担保の充当は定期預金利率の低い方からで、同じ利率の場合は預入日の早い順である。テキスト No. 1 P159～160「5. (1) 総合口座のしくみ①総合口座の概要」参照。
したがって、(3) が本問の正解である。

デビットカード

【問23】 デビットカードの説明として、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 現在使用しているキャッシュカードがそのままデビットカードとして利用でき、利用したくない場合は、窓口への届出により利用不可となる。年会費は不要であるが、休日や夜間の利用は手数料が発生する。
- (2) デビットカードにはクレジット機能があり、利用限度額の設定範囲内での利用が可能である。
- (3) 利用方法は、支払いの際にキャッシュカードを提示して、加盟店の端末に暗証番号を入力することで即時に代金が口座より決済される。暗証番号を数回連続して間違えると、そのカードは無効になる。

正解 (3)

正解率 89.6%



解 説

デビットカードは、加盟店での買い物などの際に、キャッシュカードによって代金の支払いを即時に行うサービスである。2000年3月6日よりサービスが開始された。現在では多くの金融機関が加盟している。

- (1) は適切でない。年会費や手数料は不要で、休日や夜間でも利用手数料はかからない。テキスト No. 1 P171「1. (7) デビットカード②申込方法」参照。
- (2) は適切でない。デビットカードには「クレジット機能」はない。テキスト No. 1 P171「1.(7) デビットカード④利用上の注意点」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P171「1.(7) デビットカード③利用方法, ④利用上の注意点」参照。したがって、(3) が本問の正解である。

非課税貯蓄制度

[問 24] 非課税貯蓄制度の説明として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 障害者等の少額貯蓄非課税制度(マル優)は、預金者で障害者・寡婦等一定の条件に該当する者が対象である。
- (2) 勤労者財産形成貯蓄非課税制度(マル財)は、勤労者の貯蓄や持家取得の促進を目的として、一般財形、財形住宅、財形年金が対象である。
- (3) 障害者等の少額公債非課税制度(特別マル優)は、利付国債および公募地方債を購入する障害者・寡婦等一定の条件に該当する者が対象である。

正解 (2)

正解率 51.9%



解 説

障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優）は、障害者・寡婦等受給者に対して、元本350万円までの貯蓄の利子所得を非課税扱いとする制度である。また、勤労者に対しては、財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄をあわせて、元本合計額550万円まで非課税とされている。

- (1) は適切。テキスト No. 1 P177 「3. (1) ②非課税貯蓄制度 a」, P180 「3. (5) 障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優）」参照。
- (2) は適切でない。勤労者財産形成貯蓄非課税制度（マル財）の対象は、財形住宅、財形年金で、一般財形は対象ではない。テキスト No. 1 P177 「3. (1) ②非課税貯蓄制度 b」, No. 1 P182 「3. (6) 財形年金貯蓄非課税制度（マル財）の概要」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P177 「3. (1) ②非課税貯蓄制度 c」参照。
したがって、(2) が本問の正解である。

財形年金貯蓄の主な預入条件

[問 25] 財形年金貯蓄の主な預入条件について、適切なものはいくつあるか。

(1)～(3)の中から1つ選びなさい。

- a. 55歳未満の勤労者で、1人1契約である。
- b. 積立期間は3年以上であること。
- c. 受取期間は、満65歳以降に5年以上20年以内とする。
- d. 積立て終了から年金受取開始まで、5年以内の据置期間を設定することができる。

- (1) 2つ
- (2) 3つ
- (3) 4つ

正解 (1)

正解率 50.6%



解 説

財形貯蓄は、勤労者の貯蓄や持家取得の促進を目的として、勤労者が事業主を通して毎月給与の一部を天引きで行う貯蓄である。一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の3種類がある。

設問の財形年金貯蓄は、一定期間積み立てた後、一定の時期に元利合計額を取りまとめ、これを原資として5年以上20年以内の期間にわたって受け取るものである。

選択肢 a. d. は適切。テキスト No. 1 P183「3. (6) 財形貯蓄非課税制度（マル財）の概要③財形年金貯蓄」参照。

b. は適切でない。積立期間は「5年以上」であることが正しい。テキスト No. 1 P183「3. (6) 財形貯蓄非課税制度（マル財）の概要③財形年金貯蓄」参照。

c. は適切でない。受取期間は満65歳以降ではなく、満60歳以降が正しい。テキスト No. 1 P183「3. (6) 財形貯蓄非課税制度（マル財）の概要③財形年金貯蓄」参照。

したがって、本問の正解は(1)である。

手形・小切手の時効

[問 26] 手形と小切手の時効について、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 手形・小切手ともに所持人の振出人・裏書人などに対する遡求権は、呈示期間経過後1年で時効になる。また、支払保証をした支払人に対する権利も1年で時効になる。
- (2) 約束手形の振出人(為替手形では引受人)に対する消滅時効は、満期の日より3年である。
- (3) 手形所持人の裏書人、為替手形の振出人に対する消滅時効は通常、拒絶証書の作成が免除されているので、満期の日より1年である。

正解 (1)

正解率 31.2%



解 説

手形は転々と流通するため、多数の者が当事者となっている。手形債権者は誰から支払請求を受けるか分からず、そのために長期間支払いのために資金準備をしておくことは苦痛となる。そこで、手形法では権利者に対して早期の権利行使を促進させる意味もあり、短期間の消滅時効期間を定めている。

(1) は適切でない。小切手は手形に比べて時効期間は短くなっている。所持人が振出人・裏書人などに対する遡求権は、呈示期間経過後6ヵ月で時効となる。1年ではない。

テキスト No. 2 P.27 「8. (2) 小切手の時効」参照。

(2) は適切。テキスト No. 2 P.26 「8. (1) 手形の時効①」参照。

(3) は適切。テキスト No. 2 P.26 「8. (1) 手形の時効②」参照。

したがって、(1) が本問の正解である。

約束手形の支払呈示期間

[問 27] 支払期日が 20 × × 年 3 月 15 日 (金) の約束手形の支払呈示期間について、適切なものを 1 つ選びなさい。

< 3 月 >

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※○は祝日

- (1) 15 日, 16 日, 17 日
- (2) 15 日, 16 日, 18 日
- (3) 15 日, 18 日, 19 日

正解 (3)

正解率 89.6%



解 説

約束手形の支払いを受けるためには、手形法の規定により、所持人は手形を振出人に対して支払期日内に呈示する（振出人に現物を差し出し見せる）ことが必要で、この期間を「支払呈示期間」という。約束手形の支払呈示期間は支払期日とこれに次ぐ 2 営業日で、その期間内に呈示する必要がある。支払期日当日が金融機関の休業日の場合は、次の営業日が支払期日となる。本問の支払期日は 3 月 15 日 (金) なので、支払呈示期間は 3 月 15 日, 18 日, 19 日の 3 営業日となる。テキスト No. 2P.33 「11. (1) 手形の支払呈示」参照。

したがって、(3) が本問の正解である。

小切手の支払呈示期間

[問 28] 振出日が 20 × × 年 11 月 15 日 (水) の小切手の支払呈示期間について、適切なものを 1 つ選びなさい。

< 11 月 >

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※○は祝日

- (1) 11 月 15 日～25 日
- (2) 11 月 16 日～25 日
- (3) 11 月 16 日～27 日

正解 (3)

正解率 83.1%



解 説

小切手の支払いを受けるためには、支払呈示期間内に小切手を呈示する必要がある。小切手法の定める支払呈示期間は、「振出日の翌日から起算して 10 日以内（振出日を含めて 11 日）」である。支払呈示期間内の休日は呈示期間に算入され、最終日が休日（休業日）の場合はその翌営業日になる。本問の振出日は 11 月 15 日（水）で、最終日 25 日（土）が休業日となるため、支払呈示期間は 11 月 16 日～27 日である。

テキスト No. 2 P.34 「11. (2) 小切手の支払呈示」参照。

したがって、(3) が本問の正解である。

手形・小切手の事故届

[問 29] 当座取引先からの事故届，手形・小切手の所持人からの事故届の取扱いについて，適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 当座取引先から事故届が提出された場合は，支払委託の取消となるので，その手形・小切手については，当座取引先の意向に従って，支払いを差し止めなければならない。
- (2) 当座取引先から小切手の事故届が提出された場合，小切手法第32条第1項の規定(支払委託の取消の効力は呈示期間後に生じ，それまでは支払委託の取消の効力を生じない)と異なり，銀行実務上では，取引先の利益を保護するため呈示期間内の提出を受け入れて小切手の支払いに応じない。
- (3) 手形・小切手の所持人からの事故届の申出があった場合，申出を受け入れ，支払いを差し止めなければならない。特に小切手は現金の代用物として流通しており，早い差し止めが必要となる。

正解 (3)

正解率 42.9%



解 説

手形・小切手が盗難，紛失，詐欺などの事故にあった場合は，当座取引先から振り出されている手形・小切手の支払いを差し止めるように依頼がある。これを「支払委託の取消」という。取引先との当座勘定取引契約によって，銀行は当座取引先の振り出した手形・小切手を支払う義務を負担している。当座取引先から事故届が銀行に提出され，手形・小切手の振出人が支払いの差し止めを求めているので，支払いを差し止めなければならない。手形・小切手の事故届は，「善良なる管理者の注意義務をもって」慎重な取扱いが必要となる。

(1) は適切。テキスト No. 2 P.35 「12. (1) 支払委託の取消」参照。

(2) は適切。テキスト No. 2 P.35 ～ 36 「12. (1) 支払委託の取消」参照。

(3) は適切でない。銀行が手形・小切手の支払いを行うのは，当座取引先から支払委託を受けているからである。銀行は，手形・小切手の所持人に対しては，契約上の支払義務負担はない。したがって，所持人からの事故届で支払い差し止めを受諾することはできない。事故届は，所持人から振出人に連絡して提出してもらう必要がある。テキスト No. 2 P.36 「12. (2) 所持人からの事故届の取扱い」参照。

したがって，(3) が本問の正解である。

取引の取消し

[問 30] お客さまからの依頼で取引の取消しを行う際の対応として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 為替の振込取引の取消しを行う場合は、発行済の領収書の回収を忘れずに必ず行う。
- (2) 税金等の払込の場合は、税金の令書(納付書)関係で、領収済判の抹消が必要となる。出納印の取消しとなるので、その上に重ねて出納印を押捺し証印する。
- (3) 取引の取消しに際しては、口頭だけでなく必要書類を徴求するとともに、手元に残る帳票に記録を取る。

正解 (2)

正解率 94.8%



解説

手続きが終わった後で取消しの申し出があった場合、取消しが不完全とならないようにする必要がある。なぜ取消しをするのか、お客さまに理由をよく聞いて対処することが大切である。後日のためにも必要書類をいただくとともに、手元に残る帳票に記録を取るとよい。

- (1) は適切。テキスト No. 1 P79 「3. (3) 取引の取消し」 参照。
- (2) は適切でない。税金の令書(納付書)に限らず、出納印の取消しに際しては、取消印を押捺し証印すること。テキスト No. 1 P79 「3. (3) 取引の取消し」 参照。
- (3) は適切。テキスト No. 1 P79 「3. (3) 取引の取消し」 参照。
したがって、(2) が本問の正解である。

投資信託の特徴

[問 31] 投資信託の特徴について、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 投資信託は、少額(1万円程度)から手軽に始めることができる。通常は、株式投資や債券投資には、ある程度まとまった資金が必要になる。
- (2) 投資家から集められた資金をどの資産に投資するのかを考え、運用を指図するのは信託銀行の役割である。
- (3) 「ファンドマネージャー」という資産運用の専門家が運用するので、個人では購入しにくい海外の株式や債券、特殊な金融商品への投資も可能となる。ただし、専門家が運用するといっても、必ずしも高い運用実績が得られるとは限らない。

正解 (2)

正解率 89.6%



解説

投資信託は、預金商品と比較すると、比較的高い収益(リターン)が期待できる。しかし、元本保証がなく、元本が目減りするなど、収益が期待どおりにならない不確実な要素(リスク)がある。

- (1) は適切。テキスト No. 2 P.79「2. (1) 投資信託とは何か①少額資金」参照。
- (2) は適切でない。投資家から集められた資金をどの資産に投資するのかを考え、受託会社(信託銀行)に運用を指図するのは、委託会社(運用会社)の役割である。テキスト No. 2 P.80「2. (2) 投資信託のしくみ」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 2 P.79「2. (1) 投資信託とは何か③専門家運用」参照。
したがって、(2) が本問の正解である。

株式や債券等の価額に影響を及ぼす主な変動要因

[問 32] 投資対象の株式や債券等の価額に影響を及ぼす主な変動要因の説明について、適切なものはいくつあるか。(1)～(3)の中から1つ選びなさい。

- a. 市場リスクは、投資信託に組み入れられている株式、債券等の価格が変動するリスクである。一般的には国内外の政治、経済情勢、企業の業績等の影響を受ける。
- b. 金利変動リスクは、市場金利の変動による債券価格の変動によって生じるリスクである。一般的に、金利が上がると債券価格は下落し、金利が下がると債券価格は上がる。
- c. 信用リスクは、債券等を発行する国や企業が財政難、経営不振等の理由で、利息や償還金をあらかじめ定めた条件で支払うことができなくなる可能性が生じるリスクである。
- d. 為替変動リスクは、為替レートが変動することによって生じるリスクである。外国通貨建ての資産に投資する投資信託の場合、一般的に円高になれば基準価額の上昇要因、円安になれば下落要因になる。

(1) 2つ

(2) 3つ

(3) 4つ

正解 (2)

正解率 70.1%



解 説

一般的に、リスクとは「危険なこと」「避けるべきこと」という意味で使われているが、資産運用におけるリスクとは、「リターンの不確実性の度合い（振れ幅）のこと」を意味する。投資信託のリスクは、投資対象の株式や債券等価額が変動するリスクである。

- a. b. cは適切である。d. は適切でない。為替変動リスクは、一般的に円高になれば基準価額の下落要因、円安になれば上昇要因になる。テキスト No. 2 P90「4. (1) ①リターンとリスク a. b. c. d.」参照。

したがって、(2) が本問の正解である。

投資信託販売時の注意点

【問 33】 投資信託を販売する際の注意点として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 交付目論見書で、商品の特徴やリスク、販売手数料や信託報酬等のお客さまが負担する費用、契約内容等について、お客さまが正確に理解できるように説明して交付する。
- (2) 禁止事項は、「断定的判断の提供による勧誘の禁止」「虚偽または誤解を生ぜしめるべき表示の禁止」「迷惑時間勧誘の禁止」の3つである。
- (3) 投資家のリスク商品に関する知識、投資経験、財産状況、投資の目的等に照らし合わせて、不相当と認められる勧誘を行ってはならないというルール「適合性の原則」がある。

正解 (2)

正解率 68.8%



解 説

投資信託を販売する際は、「金融サービス提供法」「金融商品取引法」などの様々なルールに則って行う必要がある。「金融サービス提供法」は、販売業者が販売の際に顧客に対して説明すべき事項を定めている。また、「金融商品取引法」では販売業者に対して顧客の知識、経験、財産の状況、および金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って、投資者の保護に欠けること、または欠けることとなるおそれがある業務を行ってはならないと定めている。

- (1) は適切。テキスト No. 2 P91「4. (3) 投資信託販売時の注意点①契約締結前の書面取引交付義務（交付目論見書）」参照。
- (2) は適切でない。禁止事項は4項目が明示されている。「断定的判断の提供による勧誘の禁止」「虚偽または誤解を生ぜしめるべき表示の禁止」「迷惑時間勧誘の禁止」「損失補てんの禁止」である。テキスト No. 2 P91～92「4. (3) ③各種禁止事項」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 2 P91「4. (3) 投資信託販売時の注意点②適合性の原則」参照。
したがって、(2) が本問の正解である。

投資信託のセールス

〔問 34〕 投資信託のセールスおよび提案の際のポイントとして、適切なものはいくつあるか。(1)～(3)の中から1つ選びなさい。

- a. 株式や債券，国内資産と海外資産など，投資対象や値動きが異なる複数のファンドに資金を分散して購入することを提案する。
- b. 一度にすべてを購入しないで，時間を分けて定期的に少額ずつ購入し，結果的に購入単価を平準化させる効果がある「ドル・コスト平均法」を提案する。
- c. 売買のタイミング・投資のタイミングで，収益を上げたり損失になったりする可能性を予測することは困難である。そのため，長期投資の有効性を説明し，長期保有を前提にした購入を提案する。
- d. 知識や投資経験のないお客さまには，できるだけ平易な言葉や分かりやすい説明を心がけるなど，お客さまのレベルに合わせて説明する。
- e. 資産運用の提案にあつては，投資の目的，経験の有無，知識などの「現状」や「どうしたいか」など，顧客情報をしっかりとヒアリングし，そのお客さまにふさわしい商品・サービスを提供する。

(1) 3つ

(2) 4つ

(3) 5つ

正解 (3)

正解率 57.1%



解 説

資産運用の提案にあつては，投資の目的，経験の有無，知識などの「現状」や「どうしたいか」などをしっかりとヒアリングして，そのお客さまにふさわしい商品・サービスを提供する。また，最終的な購入の意思決定は，お客さま自身にさせていただくことが大切である。a. b. c. d. e. は全て適切である。

- a. b. テキスト No. 2 P95 「5. (2) 投資信託セールスのポイント①分散投資（投資対象の分散）と（時間の分散）」参照。
- c. テキスト No. 2 P95 「5. (2) 投資信託セールスのポイント②長期投資」参照。
- d. テキスト No. 2 P95 「5. (2) 投資信託セールスのポイント④お客さまのレベルに合わせた説明」参照。
- e. テキスト No. 2 P96 「5. (2) 投資信託セールスのポイント⑤顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティ）」参照。

したがって，(3) が本問の正解である。

NISA（少額投資非課税制度）の概要

[問 35] 2023年までのNISA(少額投資非課税制度)について、空欄A. B. C. にあてはまる語句の組合せとして、適切なものを1つ選びなさい。

つみたてNISAの非課税保有期間は(A)年間で、年間非課税枠は(B)万円である。投資可能商品は、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託で、払出し制限は(C)。

- (1) A = 20 B = 40 C = ない
 (2) A = 5 B = 120 C = ない
 (3) A = 5 B = 80 C = ある

正解 (1)

正解率 61.0%



解 説

NISAは個人投資家のための税制優遇制度である。つみたてNISAは、毎年40万円の非課税枠が設定され、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託が投資可能商品で非課税扱いとなる。現行のNISAは2023年までで、2024年からは新しいNISAとなる。

- (1) は適切。テキストNo. 2 P97「5. (3) NISA（少額投資非課税制度）① 2023年までのNISA（金融庁HPより）」参照。
- (2) は適切でない。「一般NISA」の内容となっている。テキストNo. 2 P97「5. (3) NISA(少額投資非課税制度) ① 2023年までのNISA（金融庁HPより）」参照。
- (3) は適切でない。「ジュニアNISA」の内容となっている。テキストNo. 2 P97「5. (3) NISA（少額投資非課税制度）① 2023年までのNISA（金融庁HPより）」参照。
- したがって、(1) が本問の正解である。

生命保険のしくみ

[問 36] 生命保険の契約形態について、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 保険契約者とは保険金支払いの対象となる人のことで、一般に保険契約者が死亡した場合は保険金が支払われる。
- (2) 保険金受取人とは保険金を受け取る人のことで、満期保険金の受取人は、通常、保険契約者となる。
- (3) 被保険者とは、契約に関する権限のすべてを保有している人のことで、保険料の支払義務を負っている。

正解 (2)

正解率 74.0%



解説

生命保険の契約当事者となる、保険契約者、被保険者、保険受取人の三者の役割（権利・義務）を理解する。

- (1) は適切でない。保険契約者とは、契約の権利に関する権限のすべてを保有している人のことで、保険料の支払義務を負っている。テキスト No. 2 P117「1. (7) その他、生命保険の基本的なしくみ①生命保険の契約形態（契約者、被保険者、受取人）」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 2 P117「1. (7) その他、生命保険の基本的なしくみ①生命保険の契約形態（契約者、被保険者、受取人）」参照。
- (3) は適切でない。被保険者とは、保険の対象者で、死亡した場合は死亡保険金が支払われる。テキスト No. 2 P117「1. (7) その他、生命保険の基本的なしくみ①生命保険の契約形態（契約者、被保険者、受取人）」参照。

したがって、(2) が本問の正解である。

変額保険のメリット・デメリット

[問 37] 変額保険のメリットおよびデメリットの説明について、適切なものはいくつあるか。(1)～(3)の中から1つ選びなさい。

- a. 運用実績が良ければ、基本保険金額を上回る保険金が受け取れる点がメリットである。
- b. 特別勘定の運用収益が悪くても、死亡・高度障害保険金については、基本保険金額が保証されている点がメリットである。
- c. 生命保険会社の運用の巧拙が保険金額の増減につながり、有期型の満期保険金は元本割れもあり得るといふ点がデメリットである。
- d. 中途解約時に受け取る解約返戻金には最低保証がある。さらに、運用成果次第では払込保険料を下回る可能性がある点がデメリットである。

(1) 2つ

(2) 3つ

(3) 4つ

正解 (2)

正解率 42.9%



解 説

変額保険は投資性のある保険商品で、金融商品取引法の対象となっている。保険金額および解約返戻金額が、特別勘定の運用実績に応じて変動する。

a. b. は適切。テキスト No. 2 P123 「3. (3) メリット①, ②」参照。

c. は適切。テキスト No. 2 P123 「3. (4) デメリット①」参照。

d. は適切でない。中途解約時に受け取る解約返戻金には、最低保証はない。テキスト No. 2 P123 「3. (4) デメリット②」参照。

したがって、(2) が本問の正解である。

個人年金保険

[問 38] 個人年金保険のリスクの説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(3)の中から1つ選びなさい。

- a. 生命保険会社の保険商品であり、生命保険会社の信用リスクがある。
- b. 銀行等による保証がなく、預金保険制度の対象外である。
- c. 万一、保険会社が破綻した場合は責任準備金の70%までしか保証されない。
- d. 契約後、短期間で解約した場合、元本割れとなる可能性がある。
- e. 定額個人年金保険では、現在の貨幣価値で10年後、20年後という将来の年金額を決めることになるので、特にデフレリスクがある。
- f. 変額個人年金の場合、運用実績によっては一時払保険料を下回り、元本割れとなる可能性がある。

- (1) 4つ
- (2) 5つ
- (3) 6つ

正解 (1)

正解率 58.4%



解 説

個人年金保険は、公的年金を補完する「生存リスク」に備える年金商品で、老後資金として一定の年齢から年金を受け取ることができる。個人年金保険は、主に「定額個人年金保険」と「変額個人年金保険」の2種類に分かれる。

- a. b. d. f. は適切。テキスト No. 2 P129「6. (1) 個人年金保険の解禁②個人年金保険のリスク」参照。
 - c. は適切でない。万一、保険会社が破綻した場合の保証は責任準備金の90%となっている。テキスト No. 2 P129「6. (1) 個人年金保険の解禁②個人年金保険のリスク」参照。
 - e. は適切でない。デフレリスクではなく「インフレリスク」である。テキスト No. 2 P129「6. (1) 個人年金保険の解禁②個人年金保険のリスク」参照。
- したがって、(1) が本問の正解である。

断られた場合の対応

[問 39] お客さまに断られた場合の切り返し話法について、適切なものはいくつあるか。(1)～(3)の中から1つ選びなさい。

- a. 肯定法は、お客さまの言葉を一度肯定しておいて、自分の考えを述べる方法である。
 - b. 逆転法は、お客さまの断りの言葉をそのまま応答に用いる方法である。
 - c. 黙殺法は、お客さまの言葉を軽く聞き流して話を進める方法である。
 - d. 否定法は、お客さまが間違っていたり誤解がある時に、パンフレット、リーフレット等を見せて話を進める方法である。
- (1) 1つ
 (2) 2つ
 (3) 3つ

正解 (1)

正解率 49.4%



解 説

お客さまが断るのには、いくつかの理由が考えられる。お客さまの断りの理由を把握し、真意を発見することで、お客さまを説得する的確な対応を行うことができる。お客さまの反対、抵抗の内容や理由をつかんだ上でのテラーの切り返しは、あまりくどくどと話さずに簡潔明瞭であることが大切である。

- a. は適切でない。逆転法の説明となっている。テキスト No. 3 P.25「5. (2) 断りに対応する方法①肯定法（おうむ返し法）」参照。
- b. は適切でない。肯定法（おうむ返し法）の説明となっている。テキスト No. 3 P.25「5. (2) 断りに対応する方法②逆転法（イエス・バット法）」参照。
- c. は適切。テキスト No. 3 P.25「5. (2) 断りに対応する方法③黙殺法（聞き流し法）」参照。
- d. は適切でない。資料利用法（資料転換法）の説明となっている。テキスト No. 3 P.26「5. (2) 断りに対応する方法⑥否定法（正面撃退法）」参照。

したがって、cが適切であるため(1)が本問の正解である。

決断を促す方法

[問 40] 迷っているお客さまに決断を促す方法の説明として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 推定承諾法は、お客さまの言葉をとらえて、あくまでもやる気と決めてかかる方法である。
- (2) 疑問解消法は、お客さまから「どのような点がご心配ですか」等、疑問点を聞き出し、納得のいくようにもう一度説明する方法である。
- (3) 事態緊急法は、お客さまに申込書、ペン等を渡し「こちらが申込書です。どうぞご記入ください」等、決断を促す方法である。

正解 (3)

正解率 96.1%



解 説

セールスの最終段階であるクロージングは、早すぎたり、遅すぎたりしないようにタイミングを図ることが重要である。お客さまから出されたシグナルを上手にキャッチし、「押しの一とこと」を効果的に使うことがポイントである。

- (1) は適切。テキスト No. 3 P.28「6. (3) クロージングの基本話法①」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 3 P.28「6. (3) クロージングの基本話法②」参照。
- (3) は適切でない。事態緊急法は、金利の優遇・申込期限などをお客さまに伝え、決断を促す方法である。選択肢の説明は「動作訴求法」の内容となっている。テキスト No. 3 P.28「6. (3) クロージングの基本話法③」参照。

したがって、(3) が本問の正解である。

電話セールスの心構え・注意点

【問41】 電話セールスの心構え・注意点として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 見えないお客さまに伝わる話の組み立ては、一般的には「会話の切り出し」「メイントーク」「クロージング」の順とする。そして、電話の時間は「3分以内」を目安とする。
- (2) 簡潔を心掛け、一文を短くきちんと句点「。」で終わらせるようにする。そして、「お手数ですが」「恐れ入りますが」などのクッション言葉は、やわらかい印象になるので多用するとよい。
- (3) 留守番電話になった場合は、メッセージを入れることもなく無言で切るのはマナー違反である。メッセージは、電話の要件がよく分かるように詳細に伝える。

正解 (3)

正解率 51.9%



解 説

電話セールスは、お客さまとの貴重な接点で、お客さまのニーズにこちらから積極的に対応し、顧客満足へとつなげる方法の1つである。電話でセールスをする際には、心構え、注意点、留意点等をしっかり確認する必要がある。

(1) は適切。テキスト No. 3 P.37 「8. (4) 相手に伝わる組み立て方」参照。

(2) は適切。テキスト No. 3 P.36～37 「8. (3) 電話セールスの注意点①簡潔に③クッション言葉」参照。

(3) は適切でない。留守番電話になった場合は、メッセージを入れることもなく無言で切るのはマナー違反である。履歴が残っているので、不信感を与えてしまう。といっても、本人以外の家族が聞く場合もあり、詳しい話はせずにとりやまりのないメッセージにする。テキスト No. 3 P.38 「8. (5) .留守番電話の有効な話し方（内容）とNGな内容」参照。

したがって、(3) が本問の正解である。

個人向け国債

[問 42] 個人向け国債の説明として、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 変動10年国債は、実勢金利に応じて半年毎に適用利率が変わる。利払日は年2回で、発行月および半年後の月末日となっている。また、中途換金は、発行から半年経過すれば可能である。
- (2) 固定5年国債は、毎月発行され、満期まで利率は変わらない。利払日は年2回で、発行月および半年後の15日となっている。また、中途換金は発行から1年経過すれば可能である。
- (3) 固定3年国債は、偶数月に発行され、満期まで利率は変わらない。利払日は年2回で、発行月および半年後の15日となっている。また、中途換金は発行から半年経過すれば可能である。

正解 (2)

正解率 66.2%

**解 説**

国債は、国が発行し、利子および元本の支払（償還）を行う債券である。個人のお客さまの購入に限定した「個人向け国債」は、変動10年、固定5年、固定3年の3種類があり、利息は年2回受け取ることができる。

- (1) は適切でない。利払日は年2回で、発行月および半年後の15日となっている。中途換金は発行から1年経過すれば可能である。テキスト No. 3 P.66「11.(1) セールスポイント⑥」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 3 P.66「11.(1) セールスポイント⑥」参照。
- (3) は適切でない。毎月発行され、中途換金は発行から半年経過ではなく、1年経過すれば可能である。テキスト No. 3 P.66「11.(1) セールスポイント⑥」参照。
したがって、(2) が本問の正解である。

住宅ローンの商品性等

[問 43] 住宅ローンの商品性等について、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 住宅ローンの資金使途は、本人または家族が住む住宅の新築・増改築や住宅の購入のための資金である。なお、店舗付住宅、分譲マンションや中古住宅も対象となる。また、近い将来に住宅を建てるための土地購入資金も対象となる。
- (2) 金利には、固定金利型、変動金利型、金利選択型等がある。固定金利型は、金利変動リスクを勘案して、変動金利型の金利より低めに設定されている。
- (3) 返済方法の元利均等返済方式は、元金と利息の合計額を毎月一定金額にして返済するもので、元金均等返済方式に比べて総返済額(元金と利息の合計)は少なくなる。

正解 (1)

正解率 72.7%



解 説

住宅ローンの対象者は、借入返済期間から金融機関とは長い取引先となる。各金融機関は積極的に適用金利等のサービスを全面に打ち出し、顧客確保を推進するためのメイン商品としている。

(1) は適切。テキスト No. 3 P.87「2. (1) 住宅ローン 2. 資金使途」参照。

(2) は適切でない。固定金利型は、融資実行時の金利が最終返済日まで適用され、市場金利の変動に関係なく長期にわたり金利が固定されるため、金利変動リスクを勘案して、変動金利型の金利より高めに設定されている。テキスト No. 3 P.88～89「2. (1) 住宅ローン(注2) 固定金利型」参照。

(3) は適切でない。元利均等返済方式は、元金と利息の合計額を毎月一定金額にして返済する方式である。したがって、当初は返済金額の大部分を利息が占め、元金は徐々に多くなっていくため、総返済額(元金と利息の合計)は元金均等返済方式に比べて多くなる。テキスト No. 3 P.89「2. (1) 住宅ローン(注3) 元利均等返済方式」参照。

したがって、(1) が本問の正解である。

個人ローン

[問 44] 個人ローンの説明として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 個人ローンは、一般の個人のお客さまに対して、あらかじめ融資条件を明示した融資制度である。
- (2) 個人ローンは、資金用途を限定した「用途限定ローン」(例えば、住宅ローン、マイカーローン、教育ローン等)と、資金用途を特に定めない「自由用途ローン」(例えば、フリーローン、カードローン等)に分類される。
- (3) カードローンは、あらかじめ貸出限度額(極度額)を設定しておき、その範囲内であれば何度でも限度額まで利用できる証書貸付形式である。

正解 (3)

正解率 75.3%



解説

個人ローンは、あらかじめ融資の条件が決められた定型商品であり、融資条件を満たすお客さまに対し、決められた金利や返済方法で融資する。融資対象は、住宅資金や個人の生活に関連した資金である。

- (1) は適切。テキスト No. 3 P.80「1.(3) ① a.「個人ローン」とは(事業性融資との違い)」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 3 P.81「1.(3) ① c.「用途限定ローン」と「自由用途ローン」参照。
- (3) は適切でない。カードローンは、あらかじめ貸出限度額(極度額)を設定しておき、その範囲内であればローンカードを利用し、反復・継続していつでも借入れ、返済ができるタイプのローンで、融資形式は「当座貸越形式」となっている。テキスト No. 3 P.82「1.(3) c.「用途限定ローン」と「自由用途ローン」参照。

したがって、(3) が本問の正解である。

マイカーローンの商品性

[問 45] 一般的なマイカーローンの商品性と特徴について、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 融資対象者は、勤続年数が1年以上で、前年の税込年収が200万円以上ある方。保証人が必要である。
- (2) 資金用途は、自動車、バイク(いずれも中古を含む)の購入資金であり、自動車等の点検・車検・修理費用・保険費用などにも利用できる。しかし、車庫の建設は住宅関連であり、マイカーローンは利用できない。
- (3) 返済方法は元利均等返済で、融資金の一定金額以内であれば、6ヵ月ごとのボーナス時の増額返済も可能である。

正解 (3)

正解率 62.3%



解 説

自動車、バイクは今や生活必需品となっている。特に都市部以外では、移動の手段として一人一台の保有となっているケースも多い。近年、購入代金も全体的に高額となり、かつディーラーの金利も決して安くはないのが現状である。テラーとしては、お客さまとの会話の中からニーズを掴みセールスしたい商品である。

- (1) は適切でない。保証人は不要であるが、各金融機関の関連の保証会社等が保証する。テキスト No. 3 P.96～97「2. (2) マイカーローン①商品概要 1.」参照。
- (2) は適切でない。マイカーローンの用途として、車庫の建設費用は対象となっている。テキスト No. 3 P.96「2. (2) マイカーローン①商品概要 2.」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 3 P.97「2. (2) マイカーローン①商品概要 7.」参照。
したがって、(3) が本問の正解である。

国民年金の種別

[問 46] 国民年金の種別の説明について、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 第1号被保険者は、自営業者、フリーランス、学生などが該当し、原則として20歳から60歳になるまでの40年間が対象となる。国民年金保険料を支払う必要がある。
- (2) 第2号被保険者は、会社員や公務員等に扶養されている国内在住の配偶者が該当し、20歳から60歳になるまでの40年間が対象となる。国民年金保険料の納付はない。
- (3) 第3号被保険者は、会社員、公務員などが該当し、原則として10代(入社・入職)から65歳になるまでが対象となる。毎月の給与・賞与から厚生年金保険料が控除される。

正解 (1)

正解率 61.0%



解 説

公的年金は大きく、国民年金と厚生年金保険の2つに分かれる。国民年金は、20歳以上の国内に住むすべての人が加入することから、基礎年金とも呼ばれている。一方、厚生年金保険は、会社員や公務員などが国民年金にプラスして加入しているものである。公的年金の加入者を被保険者と呼び、国民年金は3つの種別、厚生年金は4つの種別にそれぞれ分かれている。

- (1) は適切。テキスト No. 3 P.106 「1. (1) 金融機関にとってのシルバーマーケット③公的年金に加入する種類と種別」参照。
- (2) は適切でない。説明文は第3号被保険者の説明になっている。テキスト No. 3 P.106 「1. (1) 金融機関にとってのシルバーマーケット③公的年金に加入する種類と種別」参照。
- (3) は適切でない。説明文は第2号被保険者の説明になっている。テキスト No. 3 P.106 「1. (1) 金融機関にとってのシルバーマーケット③公的年金に加入する種類と種別」参照。
したがって、(1) が本問の正解である。

老 齢 年 金 の 受 給 資 格

[問 47] 老齢基礎年金や老齢厚生年金を受け取るために必要な条件について、適切なものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金の受給資格要件は、「保険料納付済期間」に「保険料免除期間」を加えて25年以上あることである。
- (2) 老齢厚生年金の受給資格要件は、「老齢基礎年金の受給資格を満たしていること」と、「老齢厚生年金に5年以上加入していること」である。
- (3) 特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件は、「老齢基礎年金の受給資格を満たしていること」と、「老齢厚生年金に1年以上加入していること」である。

正解 (3)

正解率 29.9%



解 説

老齢基礎年金や老齢厚生年金を受け取るために必要な条件を、受給資格要件という。年金を受け取るために必要な期間を受給資格期間という。老齢基礎年金は、国民年金の加入者だった人が老後の年金として受給できる。また、老齢厚生年金は厚生年金保険の加入者だった人が老後の年金として受給できる。特別支給の老齢厚生年金は、老齢厚生年金に65歳から受給できる年金のほかに、60歳から65歳になる前（60歳代前半）に受給できる年金である。

- (1) は適切でない。老齢基礎年金の受給資格期間は、2017年7月以前に受給開始年齢を迎えた人は原則25年以上必要であったが、それ以後現在は10年となっている。テキスト No. 3 P.110「2. (1) 老齢基礎年金の受給資格要件」参照。
- (2) は適切でない。老齢厚生年金の受給資格要件は、5年以上ではなく1ヵ月以上の加入が正しい。テキスト No. 3 P.112「2. (2) 老齢厚生年金の受給資格要件」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 3 P.112～113「2. (3) 特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件」参照。

したがって、(3) が本問の正解である。

老齢年金の請求手続と受給

〔問 48〕 老齢年金の請求手続と受給の説明として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 公的年金は、受給要件を満たしている人に対して、年金の受給開始年齢の3ヵ月前に年金請求書が送られてくる。この年金請求書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて、年金事務所または年金相談センターに提出する。
- (2) 年金請求書の請求期限はないが、受給権を得てから5年を経過しても請求しないと、時効により5年より過去の分の年金を受け取ることができなくなる。
- (3) 年金請求書を提出すると、不備等がなければ、2ヵ月以内に「年金証書・年金決定通知書」が郵送される。老齢年金の支給開始月は、原則として誕生月分からである。

正解 (3)

正解率 41.6%



解 説

公的年金は、受給資格ができた時に自動的に受給が始まるものではない。自分で年金を受け取るための手続き（年金請求）を行う必要がある。年金請求書に必要事項を記入し、必要書類を添付し、年金事務所または年金相談センターに提出する。国民年金の第1号被保険者期間のみの人の請求は、市区町村役場でも受け付けてくれる。

- (1) は適切。テキスト No. 3 P.140 「4. (1) 老齢年金の手続き方法①手続き書類」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 3 P.141 「4. (1) 老齢年金の手続き方法②年金請求書の提出期限と年金の時効」参照。
- (3) は適切でない。老齢年金の支給開始月は、誕生月の翌月分から（1日生まれの人は当月分から）で、振込月に該当する年金は前月と前々月の分であり、後払い方式である。テキスト No. 3 P.141 「4. (2) 年金請求から受給まで、(3) 年金の受給サイクル」参照。
したがって、(3) が本問の正解である。

個人型確定拠出年金 (iDeCo)

[問 49] 個人型確定拠出年金 (iDeCo : イデコ) の説明として、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 個人型確定拠出年金に加入できる期間は、第1号被保険者は60歳以降に国民年金の任意加入を利用していれば65歳まで、第2号被保険者は厚生年金保険に加入中であれば、65歳まで加入が可能である。
- (2) 個人型確定拠出年金は、加入希望者が金融機関を選び、資料請求をし専用口座の開設を行う。加入者等が離転職した場合には、積み立てた資産を他の制度(確定給付企業年金、企業型確定拠出年金)へ持ち運べる制度がある。
- (3) 掛金は毎月5,000円から1,000円単位で設定することができる。また、途中で掛金の変更をすることもできる。ただし、原則65歳になるまで引き出すことはできない。

正解 (3)

正解率 32.5%



解 説

個人型確定拠出年金 (iDeCo : イデコ) は、国民年金基金連合会が実施主体となる年金制度である。加入できる人は、自営業者等 (国民年金の第1号被保険者)、厚生年金保険の被保険者 (国民年金の第2号被保険者)、専業主婦 (主夫) 等 (国民年金の第3号被保険者)、国民年金の任意加入被保険者 (保険料納付済期間が480月未満の者) である。

- (1) は適切。テキスト No. 3 P.177「12. (2) ②個人型確定拠出年金(iDeCo:イデコ) ア. 概要」参照。
- (2) は適切。テキスト No. 3 P.177「12.(2) ②個人型確定拠出年金(iDeCo:イデコ) イ. 加入」参照。
- (3) は適切でない。掛金は5,000円から1,000円単位で設定される。途中で掛金の金額変更は可能である。引き出せるのは「原則60歳」以降が正しい。テキスト No. 3 P.177「12. (2) ②個人型確定拠出年金 (iDeCo : イデコ) ウ. 掛金・運用」参照。

したがって、(3) が本問の正解である。

相続税の申告と納付

[問 50] 相続税の申告と納付について、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 申告書の提出者は、被相続人から相続によって財産を取得した人に係る課税価格の合計額が、「遺産に係る基礎控除」を超える場合は、相続人は相続税の申告書を提出する。
- (2) 申告書の提出先は、被相続人の死亡時における住所が日本国内にある場合は、その被相続人の死亡時における住所地の市区町村役場である。
- (3) 申告書の提出期限は、相続人がその相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内となっている。申告書を期限内に提出した人は、原則としてその申告書の提出期限(法定納期限)までに相続税を納付しなければならない。

正解 (2)

正解率 71.4%



解 説

相続税の申告の手続きと納付方法について、金融機関のテラーとして、一社会人として大まかな知識を身につけておく必要がある。特に「申告者」「申告書の提出先」「申告書の提出期限」はポイントである。

- (1) は適切。テキスト No. 3 P.209「6. (1) 申告書の提出①申告書の提出者」参照。
- (2) は適切でない。申告書の提出先は、被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署長宛である。テキスト No. 3 P.209「6. (1) 申告書の提出②申告書の提出先」参照。
- (3) は適切。テキスト No. 3 P.210「6. (1) 申告書の提出③申告書の提出期限 (2) 相続税の納付①税金の納付」参照。

したがって、(2) が本問の正解である。

正解一覧表

問題	正解								
問1	3	問11	2	問21	2	問31	2	問41	3
問2	2	問12	1	問22	3	問32	2	問42	2
問3	1	問13	3	問23	3	問33	2	問43	1
問4	2	問14	1	問24	2	問34	3	問44	3
問5	3	問15	2	問25	1	問35	1	問45	3
問6	3	問16	1	問26	1	問36	2	問46	1
問7	2	問17	1	問27	3	問37	2	問47	3
問8	2	問18	3	問28	3	問38	1	問48	3
問9	1	問19	1	問29	3	問39	1	問49	3
問10	1	問20	1	問30	2	問40	3	問50	2